# 社会福祉法人昌和福祉会 認定こども園 せんにしの丘 重要事項説明書 および 利用契約約款・個人情報取り扱い方針 2025 年度版

#### ① 事業者(運営法人)

(1)設置者:社会福祉法人 昌和福祉会(しゃかいふくしほうじん しょうわふくしかい)

(2)代表者名:理事長 難波 富江

(3)法人住所: 〒720-0004 広島県福山市御幸町中津原後平7054-4

(4)電話番号:TEL 084-955-5070

(5)URL:http://www.ho19.jp (6)法人開設:1977年 6月29日

### ② 事業の目的

#### 1.事業の目的

この社会福祉法人(以下「法人」という)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(イ) 幼保連携型認定こども園

(二)小規模保育事業

(ロ) 地域子育て支援拠点事業

(木)障害児通所支援事業

(ハ) 一時預かり事業(幼稚園型 一般型)

#### 2.事業の運営方針

- (1) 当園は、昌和福祉会の理念に基づき、教育・保育の一体的な提供を通して就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。
- 1 遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を送り、生きる力の基礎を培います。
- 2 同年齢や異年齢の子ども等、多様な人とのかかわりを通して、他者とかかわる楽しさや互いを尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。
- (2) 当園は、子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。
- (3) 当園は、「福山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(以下「運営基準条例」という。) その他関係法令に基づいて、適切に事業の運営を行います。
- (4) 当園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供します。
- (5) 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行います。
- 1 延長保育
- 2 一時預かり事業(幼稚園型)
- 3 障がい児保育
- 4 病後児保育(健康支援)
- 5 放課後児童保育
- 6 休日保育
- (6) 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭の支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施します。
  - 1 地域子育て支援拠点事業
  - 2 一時預かり(一般型、だれ通制度併用型)
  - 3 乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)
  - 4 子育て定期便事業(ふく福 BOX)

## ③ 幼保連携型認定こども園 せんにしの丘 概要

- 1. 施設概要
- (1)施設名称:認定こども園 せんにしの丘
- (2)施設累計:幼保連携型
- (3)所 在 地: 〒720-0004 広島県福山市御幸町中津原7054-4
- (4) 電話番号: TEL 084-955-5070 FAX 084-955-5081
- (5) E -mail: 1024@.ho19.jp
- (6)法人認可日:1977年(昭和52年) 6月29日「社会福祉法人昌和福祉会」
- (7) 開園日: 1977年(昭和52年) 9月1日
- (8)施設設置認可日: 2015(平成27年)11月20日「認定こども園せんにしの丘」
- (9)施設長名:園長 難波 富江

- (10)職 員 数:74名(2025年4月1日)
- ※子育て支援拠点事業(サービス区分)
- (11)施設名称:子育てサポートステーションいくたす
- (12)所 在 地:広島県福山市入船町 3-1-60 ゆめタウン福山店 2F

### 2. 利用定員

(1)認可定員:265名(2025年4月1日)

### (2)利用定員:265名(2025年4月1日)

年齢区分	学級編成	1号認定の幼児(人)	2号・3号認定の乳幼児(人)	利用定員の合計(人)
O歳児	3クラス		28	
1歳児	2クラス		86	114
2歳児	2クラス		80	
3歳児	4クラス			
4歳児	3クラス	15	136	151
5歳児	3クラス			
計	17クラス	15	250	265

## 3. 教育•保育年齢

(1)1号認定 4月2日の段階で、満3歳の児童~就学前の児童

(2)2・3号認定 生後43日目(要診断書) ~ 就学前の児童

### 4. クラス編成 (2025年4月1日 予定)

	50	こ0	歳	ぺんき	šω 1	まんほ	<b>まう</b> 2		かもと	53歳	į	いる	か4	歳	<l< th=""><th>555</th><th>歳</th><th>合計人</th></l<>	555	歳	合計人
2•3 믘	3	3	4	22	24	22	25	11	12	11	13	15	16	15	16	15	16	243
1 믘					-		-	1	0	1	0	3	3	4	1	2	2	17
合計(4月当初)	3	3	4	22	24	22	25	12	12	12	13	18	19	19	17	17	18	260
2•3 믘	13	9	18	22	24	22	25	11	12	11	13	15	16	15	16	15	16	273
1 물	_	-		ı	ı	2		1	0	1	0	3	3	4	1	2	2	19
計(最終受入可)	13	9	18	22	24	24	25	12	12	12	13	18	19	19	17	17	18	292

### 5. 教育・保育の提供を行う日(学期を含む)及び時間、提供を行わない日

	1 号子ども	2・3号子ども
教育・保育の	月曜日~金曜日	月曜日~土曜日
提供を行う日	第1学期 4月1日から 8月31日	第1学期 4月1日から 8月31日
	第2学期 9月1日から12月31日	第2学期 9月1日から12月31日
	第3学期 1月1日から 3月31日	第3学期 1月1日から 3月31日
教育・保育を	●教育時間 9:00~13:00	●保育標準時間 7:00~18:00
行う時間	一時預かり(月~金) 6:45~9:00 13:00~19:00	延長保育 6:45~ 7:00 18:00~22:00
	休日の一時預かり(土曜日・長期休業日) 6:45~19:00	●保育短時間 8:00~16:00
		延長保育 6:45~ 8:00 16:00~19:00
教育・保育の	日曜日・国民の祝日等	日曜日・国民の祝日等
提供を行わない	春季休業日 なし	
日	夏季休業日 なし	
	冬季休業日 12月30日~1月 3日	
	学年末休業日 なし	

(2)入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「であい保育」が必要な場合は、ご相談に応じます。

(3)延長保育や預かり保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります。

### 6. 施設の概要

	本棟	幼児棟
敷地面積	1708. 86㎡	1798. 0m²
建物(延べ床面 積)	1327.05㎡(鉄骨造り2階建て)	296. 22㎡(木造平屋建て)
施設の内容	・施設内容:保育室9室 遊戯室1室 子育て支援 室1室 事務室3室 医務室1室 調理室1室 倉庫 5室 トイレ児童用5室 大人用6室	・施設内容:保育室5室 事務室1室 医務室1室 倉庫1 室 トイレ児童用1室 大人用1室
設備の内容	冷暖房(空調)・床暖房・エレベーター・送迎用駐車場 完備	冷暖房(空調)·送迎用駐車場完備

### 7. 職員体制

7. 概員	1	,
職種	員数	職務内容
(1) E	4	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮
(1) 園長 	'	命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
	1	副園長は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職
(2) 副園長	'	務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
		教頭は、園長及び副園長を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育及び保育をつかさ
(a) *h===	_	どる。
(3) 教頭 	'	また、園長及び副園長に事故があるときは園長の職務を代理し、園長及び副園長が欠けたときは
		園長の職務を行う。
	2以上	主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うと
(4) 主幹保育教諭		ともに、園長及び副園長又は教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教
		育及び保育をつかさどる。
(5) 保育教諭	30以	保育教諭は, 園児の教育及び保育をつかさどり, 教育及び保育について, その計画の立案, 実
(5) 休月教訓	上	施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
(6)栄養教諭(管理栄養士)	2以上	栄養教諭は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。
(7) 調理員(栄養士)	1以上	調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
(8) 嘱託医	1	嘱託医は、園児の健康管理業務を行う。
(9) 嘱託歯科医	1	嘱託歯科医は、園児の歯に関する健康管理業務を行う。
(10)嘱託薬剤師	1	嘱託薬剤師は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
(11) 看護師・保健師	1以上	看護師・保健師は、園児の保健・衛生の業務を行う。(保育業務との兼務もある。)
(12)事務職員	1以上	事務職員は、事務又は園の諸用務に従事する。

<sup>(2)</sup> 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

### 8. 保護者の負担

### (1)実費に係る利用者負担額

1 1 2 4 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	内容(負担を求める理由・目的)	金額
スイミング	スイミング授業料として(4.5歳児)	1回 1,500円
保護者会費	保護者会諸費として(3か月毎)	1月 500円
絵本代	1歳児から5歳児教材費として(変動有)	400円 ~470円

<sup>※</sup>そのほか、個人の持ち物として保育用品等や行事にかかる費用は各自負担する。

### (2)給食費に係る利用者負担金額(副食費と主食費)

内容(負担を求める)	理由·目的)		金額	備考	
	副食費	月額	3,800円	月~金	免除対象者は除く
1号認定	主食費	月額	900円	月~金	免除対象者は除く
	合 計		4,700円		
	副食費	月額	4,650円	月~土	免除対象者は除く
2 <del>号</del> 認定	主食費	月額	1,050円	月~土	免除対象者は除く
	合 計		5,700円		

<sup>※</sup>喫食しない場合の減免についての取り扱い

- ●対 象:途中入園・途中退園・やむを得ない連続の長期欠席の場合
- ●対象期間:15日以上の場合は、全額徴収 15日以下の場合は、半額徴収
- ※ただし、園児の居住する市町村が定める条例により免除される費用については、この限りでない。

## (3)延長保育に係る利用者負担額(2号3号認定児童)

内容(負担を求める理由・目的)			金額
	6時45分~ 6時59分	日額	100円
	18時01分~21時00分(1時間)	日額	300円
	21時01分~22時00分(1時間)	日額	500円
	18時01分~19時00分	月額	3, 200円
保育標準時間	18時01分~20時00分	月額	4, 800円
	18時01分~21時00分	月額	5, 500円
	18時01分~22時00分	月額	9, 500円
	夕食・軽食	1食	300円
	夕食(20:00、21:00 月額利用者)	1食	100円
	6時45分~ 6時59分	日額	100円
<b>伊</b>	16時00分~16時15分	日額	0円
保育短時間	16時16分~17時00分(以後1時間毎 19時00分まで)	日額	300円
	日額の累積金額が5,300円超	月額	5, 300円
長時間延長保育料	22時01分以降(10分につき)	日額	1, 000円

<sup>※</sup>きょうだい減免なし。所得による減免制度あり(長時間延長保育料を除く)。

### (4)預かり保育料(1号認定児童) 1号認定の預かり保育(一時預かり 幼稚園型)に係る利用者負担額

	内容(負担を求める理由	金	â額		備考	
保育料	亚口(日、今曜口)	13時16分~18時00分	日額	450円	1	
休月科	平日 (月~金曜日)	18時01分~19時00分	日額	500円	4	
保育料	休口 医期伏娄口(日本全曜日)	8時00分~13時15分	日額	450円	2	
休月村	休日 長期休業日(月~金曜日)	13時16分~19時00分	日額	800円	(5)	
保育料	休日 長期休業日(土曜日)	8時00分~13時15分	日額	450円	3	
休月村	怀口 技别怀呆口(工唯口)	13時16分~19時00分	日額	800円	6	
		1)+2+3	月額	11,300円		
	上記の保育料等の月額	4	月額	3,000円		
		5+6+7	月額	2,000円		
おやつ代	毎日	15時と18時	月額	500円		
昼食代	休日 長期休業日(月~土曜日)	休日(長期休業日と土曜日)	日額	250円	7	

<sup>※</sup>きょうだい減免 なし ※長期休業期間のうち一日預かり保育料の必要な日は、「利用案内」の一日預かり保育利用案内を参照

### (5)入園児童の給食費・延長保育料・預かり保育料の徴収方法

- ・保育料とその他利用料(延長保育料等)と諸費(保育材料等)は、保育 ICT アプリで請求額を通知します。(領収書は希望者のみ発行する。)
- ・お支払いは、所定の金融機関に口座を開設し、口座振替を依頼する。(翌月27日)
- ・所定の期日に振替ができかった場合は、保護者のご負担で園指定の口座にお振込みをお願いする。
- ・諸事情により、長期(2ヶ月以上)で滞納される場合は、必ずお支払い計画について園と相談機会をもつ。

### (6)認定こども園せんにしの丘での未入園児の一時預かり保育(一時預かり 一般型)に係る利用者負担額

対象	時間	金額				
刈家	[中] 	1人目	2人目以降	昼食代		
3歳未満児 保育料	1 日(~18時00分)	2,000円	1, 000円	300円		
3 戚木海児 休月科	半 日(~4時間)	1,000円	500円	300円		
3歳以上児 保育料	1 日(~18時00分)	1,600円	800円	300円		
3 成以工完 休月科	半 日(~4時間)	800円	400円	300円		
延長保育料	1時間(~18時00分)	400円	200円			
<b>些技术</b> 自行	1時間(18時00分~)	400円	200円			
軽食代				300円		
だれ通併用型(6か月~2歳)	9時30分~16時30分のうち最大7時間	150円	150円	300円		
ふく福 BOX 利用者	1日(6時間程度 応相談)	0円	0円	O円		

<sup>※</sup>一般型は月最大14日まで

### (7)認定こども園せんにしの丘での未入園児・入園児の休日の一時預かり保育(一時預かり 一般型)に係る利用者負担額

対象	n± 88	金客		
刈家	時間	1人目	2人目以降	昼食代
3歳未満児 保育料	1 日(~18時00分)	2,000円	1, 000円	300円
3 脉不减沉 休月科	半 日(~4時間)	1,000円	500円	300円
3歳以上児 保育料	1 日(~18時00分)	1,600円	800円	300円
3. 成以工允 保育科	半 日(~4時間)	800円	400円	300円
77 E /D + No.	1時間(~18時00分)	400円	200円	
延長保育料	1時間(18時00分~)	400円	200円	
休日加算		400円	200円	
夕食代				300円

<sup>※</sup>保育料は2人目(低年齢)から半額を適用。昼・夕食代は半額になりません。※一時預かり(一般型)の保育料は当日徴収をします。

## (8)認定こども園せんにしの丘での休日保育に係る利用者負担額

対象	時間	金額
一日保育料	標準時間 7:00~18:00	無料
一口休月村	短時間 8:00~16:15	<del>***</del>
江 巨 伊 夲 业	標準時間 18:01~20:00(1時間毎)	400П
延長保育料	短時間 16:16~19:00(1 時間毎)	400円
夕食代		
ク良化		300円

<sup>※</sup>休日保育の保育料は当日徴収をします。※休日保育の対象となる事由を証明できる書類が必要です。

<sup>※</sup>こども誰でも通園制度併用型は月最大10日まで (一般型との併用でも月最大14日まで)

# (9)子育てサポートステーションいくたすでの未入園児の一時預かり保育(一時預かり 一般型)に係る利用者負担額

	(-) · (-) · (-)	- 1127 - 1171		>
	対象	1土 8日	金額	
		[4]	1人目	2人目以降
	0.4.日本社学旧 伊克姆	1時間	200円	100円
	8か月~未就学児 保育料	2時間	400円	200円

<sup>※</sup>保育料は2人目(低年齢)から半額を適用。昼食の提供はなし ※一時預かり(一般型)の保育料は当日徴収

### (10)乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)の利用者負担額

対 象	6か月~3歳未満の未就園児	
時 間	8時30分から16時30分 1時間単位 1か月最大 10時間まで	
利用料	1時間 150円 昼食代300円	

<sup>※</sup>こども誰でも通園制度試行的事業の保育料は、当日徴収をします。

#### 9. 給食・食育について

実施方法	完全給食を実施	
給食の方針	管理栄養士を配置し、独自の献立を作成し栄養管理を行う	
アレルギー等への対応	医師の所定の指示書に基づき、アレルギー除去食を提供	
栄養相談	管理栄養士による入園時をはじめとした栄養相談を実施	
食育計画	毎月1回栄養士等による食育指導を実施・毎月1回すこやかだより(献立と食育啓発通信)の発行	

### 10. 学校安全計画・健康診断・保健指導等について

#### (1)健康診断

医科健診	全園児 年2回実施します。※途中入園時も実施します。
歯科健診	全園児 年2回実施します。※途中入園時も実施します。

### (2)身体測定

毎月上旬に全園児実施します。

### (3)その他

尿検査、視力・聴力検査を随時行います。

- (4)保健指導 看護師による毎月1回の保健指導とおひさまだより(保健啓発通信)の発行
- 11. 年間行事予定 利用案内参照
- 12. 毎日の流れ 利用案内参照
- 13. 緊急時の対応等
- (1)園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先へ速やかに連絡します。並行して、必要に応じて救急救命を行うとともに、救急車を呼ぶ。

### 14. 非常災害時・防犯・交通安全・事故防止の対応

	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応	
非常時の対応	大雨時等の休園基準により、休園・開園等の重要な情報は、セコムメールやホームページで発信し	
	ます。	
防火管理者	難波 富江・難波 孝作	
防災設備	自動火災報知機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有	
	その他 カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有	
避難•消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施	
	・セコムによる緊急通報システム導入(年間1回 警察への通報試験)	
防犯体制	・年間3回防犯訓練を実施	
	・防犯カメラ設置	
交通安全指導	を通安全指導 毎月1回交通指導を実施	
	・食物アレルギー対応や誤飲・病気や事故の救急対応に関しての研修	
危機管理•安全管理	・安全管理委員会の設置の上、安全管理計画や危機管理マニュアルを整備	
	・毎月1回施設職場の安全点検	

## 15. 苦情解決体制により相談・苦情に関する受付

苦情の窓口	•苦情受付担当者 柴田 美智子	・苦情解決責任者 難波 富江
第三者委員	小畠康則/片岡 恵子/岡本 歩	

#### 16. 園児に対する保険

保険の種類	保険の内容	
独立行政法人日本スポーツ振	国、学校(含認定こども園)の設置者、保護者の三者による互助共済制度です。園の管理下での	
興センターの災害共済給付	負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けら	
	れる。加入の手続きは園で一括して行う。受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いを	
	する。	
施設総合保険(園任意保険)	総合傷害保険(通院1日につき1,300円のお見舞金等)等	
損保ジャパン日本興亜(株)	総合賠償保険(対人最大10億円)(対物1000万円)等	

#### 17. その他

その他の福祉事業の種類	一時預かり事業(一般型)・地域子育て支援拠点事業 (第二種社会福祉事業)
職員への研修実施状況	職種、経験に基づきキャリアパスを設定し、必要な専門研修と処遇改善を行う。
自己評価の概要	職員による教育・保育内容などの自己評価を年1回実施し、資質能力の向上に努める。
第三者評価・学校関係者評価の概	第三者評価は5年に1回受審し、学校関係者評価は毎年実施し、その結果をHP等で公表す
要	<b>ప</b> .
個人情報の取扱い	別紙方針を明示
	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとと
人権擁護、虐待防止のための体制	もに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐
	待の防止等のために必要な措置を取る。
嘱託医等	医科:髙橋 康太/歯科:池田 豊/薬剤師:濱田 洋子

### 18. 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。(※P27・28・29参照)	
	・他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はできません。	

### 19. 地域貢献活動 ※自主事業

- ・子育て定期便事業(ふく福 BOX) は概ね半年に1回、育児支援用品やサービス(5000円相当)を地域子育て支援活動の一環で提供をしています。対象者は、千田・御幸学区に居住の妊娠期から18か月までのお子さん家庭で保育中のご家庭
- ・経済的に配慮の必要な家庭には、主食費を減免します。詳しくは園までご相談ください。

### ④ 入園・退園について

### 1. 入園方法

- (1)2・3号認定・1号認定ともに、基本的には福山市在住の児童であり、集団保育を行うことが可能な健康状態であること。
- (2)2・3号認定・1号認定ともに、重要事項説明の同意書を交わし、利用契約を締結すること。
- (3)2・3号認定の入園手続きは以下の通りである。
- ・「保育所等入所申込書」に必要事項を記入し、保育量の認定に必要な書類(就労証明など)を添付すること。
- ・申込みは年間を通じて毎月受付ける。(1~3月入園希望の場合は、12月を最終とする。)
- ・入園日が翌月1日の場合、前月の10日まで申込を提出すること。なお4月入園のみ、前年度の12月の受付をする。
- ・産休・育休明けの方は入園予約が可能。
- ・申込書の配布・受付は、福山市役所または「認定こども園みゆき」で行う。
- ・給付認定(保育量の決定)と入園先(需給調整)は、福山市が決定する。
- ・給付認定などに変更がある場合は、都度変更申請が必要。

### (4)1号認定の入園手続きは以下の通りである。

- ・前年度の秋ごろに「願書」を、先着順で受け付ける。以後は空きがある場合は、随時受け付ける
- ・応募者が多数の場合は抽選、一部きょうだい関係を考慮する。
- 内定後、「1号認定給付認定申請」を提出する。
- ・入園可否は、「認定こども園みゆき」が決定し、卒園まで在園できる。

## 2.退園方法と精算

- (1) 園または福山市に退園願を提出すること。その際、「支給認定書」も返却すること。
  - (2)途中退園(入園)の保育料は日割り計算とする。

## 社会福祉法人昌和福祉会「認定こども園せんにしの丘」 利用契約約款

社会福祉法人昌和福祉会(以下「甲」という。)と保護者(以下「乙」という。)は、「認定こども園せんにしの丘」における教育・保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

#### (契約の目的)

第1条 この契約は、甲の運営する認定こども園せんにしの丘に入園する児童(以下「園児」と いう。)について、甲が提供する教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定める ことを目的とします。

2 甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保 育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)の示すところに従い、教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し保育料及びその他提供される幼児教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

#### (契約期間)

第2条 この契約の期間は、利用契約書のとおりとし、毎年更新します。

#### (提供内容)

第3条 甲は、重要事項説明書に記載されている内容及び開所時間において、教育・保育を提供します。

#### (利用契約時間等)

第4条 利用する曜日、時間は重要事項説明書のとおりとします。

2 前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、乙は事前に当園へ連絡するものとします。

#### (利用料金)

第5条 乙は、教育・保育サービスの対価を利用料金として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(0~2歳児)あるいは、園が定める給食費(3~5歳児)を甲に支払うものとします。

- 2 月の途中で入園又は退園した場合、その月の利用者負担額については、前項の利用者負担額を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとします。給食費については、園が定める規定通りとします。
- 3 甲は、利用契約書に記載する費用の請求にあたっては、乙が保育の利用を開始する前に、あらかじめ乙に対し重要事項説明書にあるサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

#### (利用料金等の支払方法)

第6条 乙は前条に定める利用料金を、保育料は当月27日払い、その他の利用料等は月末締めの翌月27日払いにて甲の指定する銀行振り込みまたは口座振替の方法で支払うものとします。

- 2 退園する場合の利用料金については、前項に関わらず、甲は利用料金の明細及び支払期限を付して退園の当月末までに乙に請求し、乙は甲の定める支払期限までに甲へ銀行振り込みまたは口座振替の方法で支払うものとします。
- 3 甲は、こから利用料金の支払いを受けたときは、こに領収証を発行します。なお、口座振替をご利用の場合、通帳記帳をもって領収書の代わりとします。
- 4 延長保育料や預かり保育料等月末で締める費用の一部については、翌月27日払いとします。

#### (説明義務)

第7条 甲は、利用契約の内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

#### (守秘義務)

第8条 甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密(個人情報)を保持します。

- 2 甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。
- 3 甲は、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ乙の同意を得ることとします。ただし、児童虐待等のおそれがある場合や合理的で緊急を要する場合、必要な関係機関への情報提供は同意を得ず提供できるものとします。

### (利用契約の終了)

第9条 乙は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の14日以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。また、甲又は甲の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、乙はただちに契約を解除することができます。

- (1)正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める教育・保育サービスを実施しない場合
- (2)秘密の保持(守秘義務)に違反した場合
- (3)法令等の社会信義に反した場合
- 2 甲は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、乙に対し、1ヶ月間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この 契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。
- (1) 乙が甲に支払うべき教育・保育サービスに係る利用料金を3ヶ月分以上滞納し、期間を定め催告後も支払わない場合
- (2)子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により乙の支給認定が取り消された場合
- (3)天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合
- (4)上記のほか、本契約、重要事項説明書に定める義務に違背し、合理的な期間が経過しても当該義務違反が解消されなかった場合。

#### (損害賠償)

第10条 甲は、教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び乙の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 甲は、教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、適切に賠償します。

### (協議事項)

第11条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、こと誠意をもって協議するものとします。

#### (重要事項説明確認)

第12条 契約の締結に当たり、甲は乙に対し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

### (その他留意事項等)

第13条 当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、甲が作成する重要事項説明書や利用の手引きにおいて提示するものとします。

2 微細な変更については、都度掲示や園だより等のお知らせで周知をします。

# 利用者(児童・保護者)の個人情報保護方針

社会福祉法人昌和福祉会の運営する保育施設では、園児および保護者・利用者とその家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。)及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

#### 1. 基本理念

社会福祉法人昌和福祉会の運営する保育施設(以下「当園」という。)は、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格 尊重の理念の下に 慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り 扱いを図ります。

### 2. 個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および『認定こども園 教育・保育指導要領』が示している教育・保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。 保育 ICT の日常業務に必要な情報の取り扱いは入園時にご了解いただいたものとします。

利用目的の範囲は次のとおりとします。

- 1. 園児募集並びに入園、園情報の周知に関する業務
- 2.保護者との連絡に関する業務 (※園だより等(保育 ICT アプリ内)の児童の写真掲出を含みます。難しい場合は、事前に園までお申し出ください。)
- 3. 園児の保育に関する業務
- 4.園児の記録管理に関する業務
- 5. 園児の健康状態把握に関する業務
- 6.卒園児の確認に関する業務
- 7.保育サービスの利用に必要なオンラインの登録や利用管理に関する業務

#### 3. 収集する個人情報の種類

- ・当園では、園児を教育・保育する上で、児童の基本情報として児童票・家庭調査票・健康診断票・緊急連絡調査票等、必要最低限の情報収集をします。
- ・個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

## 4. 個人情報の第三者への提供の制限

- ・当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合や就学や転園などで円滑な教育や保育を保障するために必要な教育・保育要録の送付を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。
- ・保育 ICT 業者への情報提供は、法令を遵守し適切に行います。

#### 法令に基づく場合

- ・人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・国や自治体、その関係機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・卒園により小学校等に就学する場合や他の保育施設等に転園する場合は、円滑な教育や保育ができるように保育・教育要録を送付します。

### 5. 個人情報の管理

- ・当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)滅失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報は、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。
- ・保育 ICT の会社等での個人情報の管理は、法令を遵守し適切に行います。

#### 6. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

- ・当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。開示には、本人(保護者)確認をさせていただきます。
- ・開示を希望する方が所定の申請書にて、請求できます。

#### 7. 個人情報非開示の範囲

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

#### 8. 個人情報の使用

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・保育・教育あるいは円滑な保育サービスの利用(保育 ICT または保育利用管理サービス(例:休日保育アプリ等)を含む)に必要な範囲で使用します。
- ・園生活にて、園児が必要とする箇所(ロッカー・くつ箱等) や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前や写真を掲示・記載します。
- ・園内の壁装飾として、当番表・誕生表・園児作品には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園便りやクラス便り・文集に、名前や行事の写真・皆様にお寄せいただいた文章を掲載します。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用(名入れサービス等の保育に必要な業者は除く)に限定します。
- ・実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

### 9. パンフレットやホームページなどでの写真使用

当園で撮影した写真データをパンフレットやホームページなどで使用する場合、以下の点を厳守します。

- ・園児の写真は、原則、集合写真や複数園児の活動場面を中心に掲載し、なるべく個人が特定できない写真をする。ホームページに使用する写真については、個人が特定できない解像度で掲載します。ただし、目的により個人の特定ができるような写真や画像を掲載する場合は都度状況や目的を保護者に説明をして同意を得ます。
- ・保育 ICT 等のドキュメンテーションに使用する画像・映像は、関係者のみへの公開なので、事前のお申し出がある場合を除き、利用できるものとします。
- ・保護者から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行います。

#### 10. 個人情報保護体制の継続的改善

当園は、個人情報保護方針を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

2017年 4月 1日より実施する。

2022年 4月 1日より全面改訂により実施する。

2023年11月 1日より一部改訂により実施する。

2025年 1月28日より一部改訂により実施する。